

令和8年度佐賀県物流業生産性向上支援補助金

物流業の生産性向上や人材確保などを支援します。

※本事業は国の重点支援地方交付金を活用しています



補助対象となる事業者

佐賀県内に本社・本店を有する中小・小規模事業者等で、以下に該当する者。

対 象	定 義
貨物自動車運送事業者	・一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業の許可を受けている者 ・貨物軽自動車運送事業の届出を行っている者
倉庫業者	・倉庫業の登録を受けている者
荷主	・運送事業者により佐賀県内から貨物を発送する者 ・運送事業者により輸送された貨物を佐賀県内において受け取る者

※詳細は交付要綱ご確認ください。

補助対象となる取組

補助対象事業	取 組 例
生産性向上、人材確保	・輸送の効率化のための取組 ・生産の効率化を図る取組 ・省エネルギー化の推進に関する取組 ・人材確保に関する取組

補助対象経費の例

システム構築費、機械装置費、備品購入費、車両購入費、消耗品購入費、工事請負費、建物解体費、委託費、借損料、雑役務費、通信運搬費、専門家謝金、研修受講料など

補助率・補助額

補助率：補助対象経費の3分の2以内

補助額：上限200万円

申請方法など

- ①申請に必要な書類は、佐賀県トラック協会のHPよりダウンロードしてください。

(<http://www.satokyo.jp/main/23.html>)

詳細はこちら



- ②詳細は「交付要綱」「申請の手引き」を上記HPで確認の上、申請してください。
- ③提出書類を作成のうえ、郵送で提出してください。
- ④提出期間終了後、申請書や関係書類の内容を審査のうえ、採択又は不採択の結果を通知します。

【募集期間】

令和8年4月30日（木）～6月12日（金） ※当日必着

【事業実施期間】

交付決定日～令和9年1月15日（金）

※対象経費は、原則、交付決定を受けた以降に採択、契約（発注）を行い、補助事業期間内に支払いを完了したものとするが、補助事業を効果的に遂行するために必要であると認められた場合は、令和8年4月1日以降に発生した経費も補助対象とする。

お問い合わせ先及び申請書提出先

■佐賀県トラック協会

佐賀県物流業生産性向上支援補助金 担当 宛て

〒849-0921 佐賀県佐賀市高木瀬西三丁目1番20号

☎0952-20-5535

（平日9時から12時、13時から16時30分まで）